令和7年度メール便・宅配便発送 仕様書

当財団からパンフレットや情報誌等の資料を送るため、メール便を利用した発送業務並びに 宅配便を利用した発送業務を行う。

1. 委託の履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間とする。

2. 業務の内容

(1) 発送物の集荷

①集荷日

原則として、ふるさと島根定住財団開業日 (お盆期間、年末年始等特殊時期については協議の上決定)

②集荷場所

ふるさと島根定住財団松江事務局(松江市朝日町 松江テルサ内) ふるさと島根定住財団石見事務所(浜田市相生町 シティパルク浜田内) ※事前了解を条件に、財団が指定する場所における集荷を可とする

③集荷頻度

原則として、1日1回 (メール便または宅配便の発送がないときは集荷をしなくても可能とする) (ただし、一度に大量発送する場合は、前日までの連絡を条件として同一日に複数回の集荷に対応するものとする)

(2)目的地への発送

3. 発送予定数(計画)

(1) メール便

種類	重量平均(kg)	通数(通)
メール便	250 g 以内	80,000
	1kg以内	10,000
	2kg以内	100

※通数はこれまでの年間実績を引用

(2) 宅配便

th tab	サイズ						通数
地域	~60	~80	~100	~120	~140	~160	計
島根県内(隠岐除く)	20	50	15	5	1	1	92
島根県内(隠岐地域)	1	10	10	1	1	1	24
中国・四国・九州	5	20	10	1	1	1	38
近畿	5	20	15	10	5	1	56
東海・北陸	5	5	1	1	1	1	14
関東・信越	15	25	20	10	5	1	76
東北	1	1	1	1	1	1	6
北海道	1	1	1	1	1	1	6
計	53	132	73	30	16	8	312

※通数はこれまでの年間実績を引用

4. 入札・見積について

本契約は単価契約とするため、入札書(見積書)には、単位当たりの単価を記入すること。なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約金額(単価)とし、支払金額は、契約金額(単価)に発送数量を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(単価)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. その他

この発送業務については、宅配便・メール便ともに可能な限り発送物が送り先住所に届くよう、委託者、受託者が協力し、誠意をもって対応するものとする。

また、この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方協議の上、委託業務を 進めることとする。